

資 料 提 供
平成 30 年 5 月 21 日
課 名 建設産業課
担当者名 財満
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 30 年 5 月 21 日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社共栄店舗	代表者氏名	織田 誠二
主たる営業所の所在地	福山市曙町一丁目 3-17		
許可番号	広島県知事許可（特-29）第 6310 号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 30 年 5 月 21 日	処分を行う者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示 (1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法、建築基準法及び関係法令を順守すること。 (2) 前記に基づき講じた措置について、平成 30 年 6 月 20 日までに文書で報告すること。			
処分の原因となった事実	建築基準法違反 株式会社共栄店舗は、平成 30 年 2 月 1 日、兵庫県明石市内の物販店舗建築工事において、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認済証の交付を受ける前に施工したことが、建築基準法第 6 条第 8 項の規定に違反していたため、明石市長から平成 30 年 3 月 7 日付けで同法第 9 条第 10 項の規定による工事停止命令を受けた。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。		

【参考】指示処分

法令違反や不適正な事実を是正するために業者がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するもの。具体的には、違反行為の再発防止措置の構築と関係法令の順守及び講じた再発防止措置の文書での報告を命令している。